

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年12月22日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

1(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 一級河川北上川水系砂鉄川筋河川改修（砂鉄川、山谷川、猿沢川）工事（岩手県一関市東山町松川字三室平及び同市東山町松川字野谷起地内から同市東山町長坂字羽根掘及び同市東山町松川字野平地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市東山町松川字滝ノ沢	不明 ただし、89番、90番1、又は、89番及び90番1	畑	(89番)743㎡ (90番1)1,395㎡	1,939.13㎡	1,611.04㎡	0㎡	畑	別図1に赤色で表示する部分
	90番2	雑種地	21㎡	21.31㎡	21.31㎡	0㎡	畑	
	228番1	畑	654㎡	654.07㎡	233.23㎡	16.52㎡	畑	別図2に赤色で表示する部分
	228番2	畑	468㎡	469.59㎡	446.76㎡	4.76㎡	畑	

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人 和賀榮一郎 ただし、亡 和賀榮一郎 相続財産 相続財産管理人不明	不明

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類	備考
いわい東農業協同組合 代表理事 鈴木 昭男	岩手県一関市千厩町千厩字下駒場 283 番地 1	根抵当権 受付 昭和56年10月3日 番号 第13410号	
及川 佐智子	岩手県北上市鬼柳町堰合 208 番地 7	抵当権 受付 昭和56年9月14日 番号 第12640号	
亡 岡安 敬三郎 相続人 岡安 政次	千葉県野田市中野台 117 番地	抵当権 受付 昭和56年9月14日 番号 第12641号	持分 140分の7
亡 岡安 敬三郎 相続人 桐田 千恵子	千葉県野田市山崎 2066 番地の 29		持分 140分の7
亡 岡安 敬三郎 相続人 岡安 實	千葉県野田市中野台 21 番地の 1		持分 140分の7

亡 岡安 敬三郎 相続人 小岩 真一	東京都足立区六木1丁目11番11号	抵当権 受付 昭和56年9月14日 番号 第12641号	持分140分の7
亡 岡安 敬三郎 相続人 吉岡 愛子	千葉県野田市桜台39番地の11		持分140分の7
亡 岡安 敬三郎 相続人 松口 己枝子	埼玉県さいたま市岩槻区愛宕町3番38号		持分140分の30
亡 岡安 敬三郎 相続人 吉田 サキ子	千葉県野田市目吹262番地の1		持分140分の30
亡 岡安 敬三郎 相続人 上杉 勝子	静岡県田方郡函南町柏谷672番地の23		持分140分の15
亡 岡安 敬三郎 相続人 小島 智昌	千葉県野田市野田326番地		持分140分の15
亡 岡安 敬三郎 相続人 高橋 静子	千葉県松戸市河原塚234番地の57		持分140分の15
中沢木材株式会社 代表取締役 中沢 直三郎	岩手県盛岡市名須川町18番4号	根抵当権 受付 昭和56年10月22日 番号 第14139号	
亡 川下 勝 相続人 川下 タミヨ	岩手県大船渡市大船渡町字台16番地11	根抵当権 受付 昭和56年10月22日 番号 第14140号	持分4分の2
亡 川下 勝 相続人 川下 勝美	岩手県大船渡市大船渡町字台16番地11		持分4分の1
亡 川下 勝 相続人 足澤 知恵美	岩手県盛岡市南仙北三丁目14番57号		持分4分の1

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成18年12月19日

2(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 一級河川北上川水系砂鉄川筋河川改修(砂鉄川、山谷川、猿沢川)工事(岩手県一関市東山町松川字三室平及び同市東山町松川字野谷起地内から同市東山町長坂字羽根掘及び同市東山町松川字野平地内まで)及びこれに伴う県道付替工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市東山町松川字滝ノ沢	不明	不明	不明	90.19 m <sup>2</sup>	75.88 m <sup>2</sup>	畑	1 別図に赤色で表示する部分 2 下記4の土地所有者の間で、土地の境界が不明な部分

(4) 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、

89番、90番1、又は、89番及び90番1である場合

氏名	住所
----	----

登記名義人 和賀榮一郎 ただし、亡 和賀榮一郎 相続財産 相続財産管理人不明	不 明
---	-----

又は

本件土地について、国土交通省が主張する道である場合

氏 名	住 所
国土交通省 国土交通大臣 冬柴 鐵三 上記代理人 岩手県 一級河川砂鉄川 河川管理者 代表者 岩手県知事 増田 寛也	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  岩手県盛岡市内丸10番1号

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

不明 ただし、

89番、90番1、又は、89番及び90番1である場合

氏 名	住 所	権利の種類	備 考
いわい東農業協同組合 代表理事 鈴木 昭男	岩手県一関市千厩町千厩字下駒場 283 番地 1	根抵当権 受付 昭和 56 年 10 月 3 日 番号 第 13410 号	
及川 佐智子	岩手県北上市鬼柳町堰合 208 番地 7	抵当権 受付 昭和 56 年 9 月 14 日 番号 第 12640 号	
亡 岡安 敬三郎 相続人 岡安 政次	千葉県野田市中野台 117 番地	抵当権 受付 昭和 56 年 9 月 14 日 番号 第 12641 号	持分 140 分の 7
亡 岡安 敬三郎 相続人 桐田 千恵子	千葉県野田市山崎 2066 番地の 29		持分 140 分の 7
亡 岡安 敬三郎 相続人 岡安 實	千葉県野田市中野台 21 番地の 1		持分 140 分の 7
亡 岡安 敬三郎 相続人 小岩 真一	東京都足立区六木 1 丁目 11 番 11 号		持分 140 分の 7
亡 岡安 敬三郎 相続人 吉岡 愛子	千葉県野田市桜台 39 番地の 11		持分 140 分の 7
亡 岡安 敬三郎 相続人 松口 己枝子	埼玉県さいたま市岩槻区愛宕町 3 番 38 号		持分 140 分の 30
亡 岡安 敬三郎 相続人 吉田 サキ子	千葉県野田市目吹 262 番地の 1		持分 140 分の 30
亡 岡安 敬三郎 相続人 上杉 勝子	静岡県田方郡函南町柏谷 672 番地の 23		持分 140 分の 15
亡 岡安 敬三郎 相続人 小島 智昌	千葉県野田市野田 326 番地		持分 140 分の 15

亡 岡安 敬三郎 相続人 高橋 静子	千葉県松戸市河原塚 234 番地の 57	抵当権 受付 昭和 56 年 9 月 14 日 番号 第 12641 号	持分 140 分の 15
中沢木材株式会社 代表取締役 中沢 直三郎	岩手県盛岡市名須川町 18 番 4 号	根抵当権 受付 昭和 56 年 10 月 22 日 番号 第 14139 号	
亡 川下 勝 相続人 川下 タミヨ	岩手県大船渡市大船渡町字台 16 番地 11	根抵当権 受付 昭和 56 年 10 月 22 日 番号 第 14140 号	持分 4 分の 2
亡 川下 勝 相続人 川下 勝美	岩手県大船渡市大船渡町字台 16 番地 11		持分 4 分の 1
亡 川下 勝 相続人 足澤 知恵美	岩手県盛岡市南仙北三丁目 14 番 57 号		持分 4 分の 1

又は

本件土地について、国土交通省が主張する道である場合 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成 18 年 12 月 19 日

3(1) 起業者の名称 岩手県

(2) 事業の種類 一級河川北上川水系砂鉄川筋河川改修(砂鉄川、山谷川、猿沢川)工事(岩手県一関市東山町松川字三室平及び同市東山町松川字野谷起地内から同市東山町長坂字羽根掘及び同市東山町松川字野平地内まで)及びこれに伴う県道付替工事

(3) 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿 の地積	実測地積	収用しよう とする土地 の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市東山 町松川字滝ノ沢平	173 番 2	畑	101 m <sup>2</sup>	101.95 m <sup>2</sup>	65.60 m <sup>2</sup>	宅地	別図に赤色 で表示する 部分
	174 番 2	宅地	148.53 m <sup>2</sup>	148.53 m <sup>2</sup>	39.32 m <sup>2</sup>	宅地	
	174 番 4	宅地	32.45 m <sup>2</sup>	32.45 m <sup>2</sup>	32.45 m <sup>2</sup>	宅地	
	175 番 1	宅地	1,210.34 m <sup>2</sup>	1,200.81 m <sup>2</sup>	49.82 m <sup>2</sup>	宅地	
	179 番 1	山林	589 m <sup>2</sup>	589.84 m <sup>2</sup>	543.20 m <sup>2</sup>	山林	

(4) 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	備考
亡 千葉 勇 相続人 千葉 得二	岩手県一関市東山町長坂字柴宿 7 番地 31	持分 3 分の 2
亡 千葉 勇 相続人 千葉 フヨノ	岩手県一関市東山町長坂字柴宿 7 番地 31	持分 3 分の 1

(5) 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

(6) 裁決手続の開始を決定した年月日 平成 18 年 12 月 19 日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。